

# 兵庫県公報

平成27年8月18日 火曜日 第2723号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新（建築指導課）	5
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	6
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	7
○ 農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画案の縦覧公告（丹波県民局）	11
<b>公安委員会規則</b>	
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	11
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	12
○ 兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則	13
<b>正 誤</b>	
○ 平成27年7月10日付け兵庫県公報第2712号中	24

## 公布された法令のあらまし

- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（公安委員会規則第7号）  
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第35号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成27年11月2日とすることとした。
- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）
  - 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正により、新たに兵庫県小野警察署が設置されること並びに兵庫県社警察署の名称及び管轄区域が変更されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
  - 兵庫県社警察署小野警視派出所の廃止に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（公安委員会規則第9号）  
特定秘密の保護に関する法律の施行に伴い、兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関し、兵庫県公安委員会が実施すべき措置等について必要な事項を定めることとした。

## 告 示

兵庫県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**荒井土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 本 清 一	宍粟市山崎町金谷230番地 2
同	石 原 春 一	同 市山崎町野439番地 1

**八千種土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	城 谷 章	神崎郡福崎町八千種2326番地
同	西 井 成 義	同 郡同 町八千種3258番地
同	青 田 一	同 郡同 町八千種195番地 1



**兵庫県告示第691号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
志方土地改良区	平成27年 7月30日



**兵庫県告示第692号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**八千種土地改良区**

氏 名	住 所
尾 内 崇 宏	神崎郡福崎町八千種2934番地 1
城 谷 克	同 郡同 町八千種2145番地
難 波 靖 通	同 郡同 町八千種2982番地 1
水 田 富士夫	同 郡同 町八千種2532番地 2
尾 内 昭 夫	同 郡同 町八千種2414番地
西 井 春 夫	同 郡同 町八千種2727番地 2
岡 本 孝 晴	同 郡同 町八千種2065番地
西 井 榮 三	同 郡同 町八千種2749番地
嶋 田 正 義	同 郡同 町八千種2471番地
宇 崎 五 明	同 郡同 町八千種168番地
難 波 一 男	同 郡同 町八千種1650番地 2
黒 田 茂 章	加西市福居町807番地



**兵庫県告示第693号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、

次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
西光寺野土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	西光寺野地区	平成27年8月18日から 同 年9月7日まで	姫 路 市 役 所 神 崎 郡 福 崎 町 役 場



**兵庫県告示第694号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年8月6日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	四十九池地区	平成27年8月18日から 同 年9月7日まで	篠山市役所



**兵庫県告示第695号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市生野町柝原字倉谷1787の5 (次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第696号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成27年 8月 3日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域  
姫路市大津区天神町二丁目



**兵庫県告示第697号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成27年 8月 6日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域
  - (1) 尼崎市杭瀬北新町一丁目外
  - (2) 尼崎市大物町二丁目外



**兵庫県告示第698号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 8月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年 8月18日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 赤 穂 佐 伯 線	赤穂郡上郡町竹万字山戸奥1083番1から 同 郡同 町竹万字山戸奥1083番1まで	旧	5.0から 11.0まで	142.0	
		新	5.0から 11.0まで	142.0	



**兵庫県告示第699号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 8月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年 8月18日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 桑原栗柄線	篠山市栗柄字杉ヶ谷196番15から 同 市栗柄字繁近坪729番5まで	旧	4.0から 15.0まで	966.0	
	篠山市栗柄字杉ヶ谷196番15から 同 市栗柄字角田坪804番2まで	新	6.0から 51.0まで	1,050.0	



**兵庫県告示第700号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
鈴蘭台北町	神戸市	北 区	鈴蘭台北町 六丁目		1番10の一部、1番12の一部、1番13から 1番16まで、1番17の一部、1番44の一部、 1番50、1番63、1番64、1番65の一部、 1番66の一部、1番70から1番73まで、1 番89の一部、1番90の一部、1番91から1 番93まで
			山田町小部	向井谷	12番1の一部



**兵庫県告示第701号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定に基づく指定確認検査機関として、次のとおり指定の更新をした。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	住所	指定の区分	業務区域	業務を行う 事務所の所 在地	指定の期間
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第2号の2ま	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、姫路市（旧安富町区域及び旧家島町区域を除く。）、西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、相生市、たつの市、赤穂市、朝来市、淡路市、洲本市、南あわじ市、猪名川町、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号	平成27年8月1日から5年間

		でに掲げる区分	福崎町及び太子町の区域。ただし、確認検査対象建築物のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく設計住宅性能評価申請又は独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく住宅金融支援機構の融資を受けるための適合証明書の交付申請と確認申請、検査等を同時申請する住宅又は併用住宅を対象とする場合は、兵庫県の全域		
--	--	---------	---	--	--

公 告

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2週間とする。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成27年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人母と子のケアサポートふすあんまあ

イ 代表者の氏名 岡 田 浩 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区多井畑字池の奥上1番2 401号

エ 定款に記載された目的

この法人は、妊娠、出産、子育てを支援する。また不安や悩みを抱えている母親やその家族に対して絶えず寄り添い、助産師の専門的な知識・技術を活用し、ニーズに即した安全・快適・満足なケアの提供をする。さらに母乳育児を大切にすると共に、他職種との協同により、妊娠・出産・子育ての為の教室、命の大切さを伝える性教育のための教室を開催し、助産師としての専門性を高める研修を行い、その技術を提供することにより地域保健及びこどもの健全育成に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成27年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人TUKULU

イ 代表者の氏名 松 岡 大 悟

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住1792番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、人口減少、地域経済の衰退が進む但馬地域の現状の中、地域の若い力を集約させ、自らのできる範囲で地域の抱えるさまざまな問題解決に向け尽力することにより地域活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成27年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人但馬薬用植物研究会

イ 代表者の氏名 吉 田 健 治

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町香住区三谷735番地 (株)トキワ内

## エ 定款に記載された目的

この法人は、現在日本の農業が抱えている過疎化の進行・耕作放棄地の増加などの問題に 대응べく、安心・安全な薬用植物、特産物、加工食品等を提供することに関する事業を行うことによって、地域社会に広く貢献することを目的とする。特に「適正利潤がある農業」を目指し、生産性の高い農法等の推進及び普及をすすめ、また休耕地等の有効活用を図り、薬用植物を中心に多くの安全・安心な農産物の生産指導・研究・提供を推進し、地域の活性化に寄与し、農業後継者が元気で安心して暮らせる農村作りの支援に尽力する。

## 4 (1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人播磨空き家コンシェルジュ

イ 代表者の氏名 関 本 慶次郎

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市広畑区高浜町1丁目120番地の3

## エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市を中心とした地域に対して、空き家・空地の状況を把握し情報を収集・データ化し所有者・行政・企業等とのネットワークを基に空き家管理・空家空地の有効活用に関する事業を行い、地域住民に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 (1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふくろうの会

イ 代表者の氏名 光 造 久 雄

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市尾浜町1-33-14

## エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及びその家族に対して、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送）及び介護保険法に基づく指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

## 2 (1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人芦屋市国際交流協会

イ 代表者の氏名 戸 田 祐 一

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市海洋町7番1号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市を中心とした兵庫県に住む外国人を支援し、日本人と世界各国の人たちとの交流を深めるために、語学教室、在住外国人の日常生活支援、国際親善交流事業開催、及び国際交流に関する調査研究・情報提供事業を行うとともに、芦屋市の国際交流活動を支援、必要に応じて施設管理の指定を受託し、国際交流関係団体の支援事業等を行い、地球上のすべての人たちが文化や価値観の違いを認めて尊重しあい、みんなが家族であるという意識を共有する社会を創造することを目的とする。

## 3 (1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人おおきな木

イ 代表者の氏名 矢 島 孝 保

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市常光寺1丁目19番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、介護保険及び障害者自立支援に基づく事業を行うとともに、こどもたちを含む地域すべての人々が交流できるコミュニティづくりに関する事業を行い、地域に住む人々が互いに助け合い、支えあうことによって、生涯生き生きと暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐるーぶあし

イ 代表者の氏名 染 田 義 男

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽泉町1丁目1番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、生活支援、就労支援及び社会参加促進事業等を行い、しょうがい児・者が地域で自立した生活を営むことを支援するとともに、その家族の負担軽減を図り、市民の支援を得つつ福祉の向上に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ウェルビーイング・アミーゴ

イ 代表者の氏名 藤 本 和 榮

ウ 主たる事務所の所在地 川西市水明台3丁目3番地の16

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な地域の高齢者、障害者等、それらの家族、その他ケアを必要とされる方に対して、介護や支援に関する事業を行うとともに、住民参加のもと、地域に根ざした介護サービスの人材の育成を図り、全ての人々が、一人一人輝き生き生きと暮らせるまちづくりや地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ビアテイスター協会

イ 代表者の氏名 小 田 良 司

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市剣谷町7番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、ビールのテイスティングを通じて、ビールに関する多様な文化・歴史・技術の理解を広め、これを媒介とした人的交流の促進を図り、もって潤いのある社会生活の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人セーフティーネット・ハリマオ

イ 代表者の氏名 古 市 敏 彰

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町山野里2411番地4

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人や高齢者とその家族及び各領域の専門家が中心となり、障害者や高齢者に対して、地域の中での日常生活支援及び成年後見制度の取り組みに関する事業を行い、障害者が親亡き後も、又高齢者が将来的に安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人都市生活コミュニティセンター

イ 代表者の氏名 林 佳 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門西口町12番6号 サンハイツ名田B-1

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神・淡路大震災の被災者等及び一般の高齢者、要介護者等に対する日常生活支援活動

を実施し、併せて同様の支援活動を行っている市民活動団体へのサポート事業等を行うことによって、地域のコミュニティづくりに寄与するとともに、真の被災地の復興と国内外の自然災害における被災者の生活の視点に立った救援・復興支援のシステムの確立に寄与することを目的とします。

9(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あわじFANクラブ

イ 代表者の氏名 小林 祥 宏

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市中川原町中川原92番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島及び都市のこどもたちとその保護者を中心とする地域住民に対して、地域食文化、地域産業、自然、伝統芸能・行事の体験・学習機会を提供し、人間がこれらのつながりの中で生かされてきたことを実感し、理解を深めてもらうことを通じて、こどもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸の冬を支える会

イ 代表者の氏名 森 山 一 弘

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通1丁目28番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、野宿を余儀なくされている人・生活に困窮しその生活に支障をきたし野宿になるおそれのある人・生活に困窮している人等に対して、自らの生活を選択し決定し地域の中で尊厳のある人間として生きていけるように生活相談の場の提供とその実施・居住する場の提供と運営・自ら働き収入を得られるような機会の提供とその実施、その他必要とされる総合的な支援を提供しその自己実現を図るための事業を行い現代社会の中で差別や偏見のない、一人一人の尊厳が保障され、その権利を正当に受けることのできる真に住みよい社会作りに寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人京ロスコラ

イ 代表者の氏名 須 田 泰 司

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市京口町105番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、不登校ないし引きこもりを経験したため、またその状態を継続しているために、一般的な登校等による社会的な自立が困難であると予想される、また現実になっている青少年（以下「青少年」という）に対して、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会の情報の提供・相談を行う。且つ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な集団活動、共同活動等を行う場・諸活動などを提供することに関する事業を行い、青少年が各人の個性に応じた社会的自立を獲得することに寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I

イ 代表者の氏名 中 村 正 文

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市大原野字炭屋1番1

エ 定款に記載された目的

この法人は、宝塚市北部地域における住民センター等の公共施設等の管理、高齢者に対する配食及び廃棄物等の不法投棄の監視に関する事業を行い、まちづくりの推進、福祉の増進及び環境の保全に寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成27年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神河天地のめぐみ

イ 代表者の氏名 尾 崎 榮

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡神河町寺前210—1番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、神河町内外の住民に対して、地域活性化に関する事業を行うことにより、住民の健康維持増進と回復、福祉の推進及び町の発展と地球環境の改善に寄与することを目的とする。



**農用地利用配分計画の認可の申請**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要  
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	
27 第118号	臼井 すず子	加東市木梨659—1	加東市木梨字北浦ノ中489他1筆

- 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課及び加東農林振興事務所
  - (2) 縦覧期間  
平成27年 8月18日から同年 9月 1日まで
- 3 意見書の提出先  
兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ステーションプラザ明石  
所在地 明石市大明石町一丁目 1番地の23
- 2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要
  - (1) 防犯対策  
地域活性化のために、地域社会の一員であることを自覚し、地域貢献に努めることを希望する。特に夜間において、犯罪又は非行の発生場所とならないよう、適切な照明設備や防犯カメラの設置といった設備の充実を希望する。
  - (2) 法令に基づく届け出及び規制規準の遵守  
事業所における騒音の規制基準を遵守するよう努めること。

(3) 屋外広告物に係る手続

屋外広告物については、兵庫県屋外広告物条例に基づく許可申請及び基準について、事前に市の都市計画課まで問い合わせること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 8月18日から 1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖西町土師一丁目89番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市余部区下余部240番地の 6

佐藤精機株式会社 代表取締役 佐 藤 慎 介

3 許可年月日及び許可番号

平成27年 2月23日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－45号（26たつの）



**篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画案の縦覧公告**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区の区域の整備計画案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

平成27年 8月18日

丹波県民局長 柳 瀬 厚 子

1 緑豊かな環境形成地域の名称

丹波地域

2 整備計画の名称

篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画

3 整備計画の区域

篠山市網掛字市ノ坪429番地ほか（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）

4 整備計画案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課及び篠山市まちづくり部地域計画課

5 整備計画案の縦覧期間

平成27年 8月18日（火）から同月31日（月）まで

**公 安 委 員 会 規 則**

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 8月18日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会規則第7号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第35号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成27年11月2日とする。



交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8月18日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会規則第8号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第2項中「警視派出所及び」を削る。

別表第1兵庫県三木警察署の部の次に次の一部を加える。

兵庫県小野警察署

名 称	位 置	所 管 区 域
王子交番	小野市王子町	小野市のうち 上本町 本町 本町1丁目 西本町 東本町 丸山町 神明町 垂井町 中町 天神町 日吉町 長尾町 栄町 浄谷町 黒川町 葉多町 久茂町 下大部町 片山町 大開町 田園町 北丘町 二葉町 高田町 喜多町 鹿野町 敷地町 住永町 王子町 中島町 広渡町 古川町
河合駐在所	小野市新部町	小野市のうち 復井町 河合中町 河合西町 新部町（市道河合37号線以南を除く。） 桜台
粟生駐在所	小野市粟生町	小野市のうち 新部町の一部（市道河合37号線以南） 旭町 昭和町 三和町 粟生町 旭新町
下来住駐在所	小野市下来住町	小野市のうち 黍田町 下来住町 来住町 阿形町 西脇町 福甸町
市場交番	小野市市場町	小野市のうち 市場町 樫山町 榊町 大島町 山田町 池尻町 育ヶ丘町 匠台
小田駐在所	小野市小田町	小野市のうち 中谷町 脇本町 万勝寺町 池田町 曾根町 小田町
菅田駐在所	小野市菅田町	小野市のうち 船木町 福住町 中番町 菅田町 住吉町 久保木町 高山町

別表第1兵庫県社警察署の部中「兵庫県社警察署」を「兵庫県加東警察署」に改め、同部社交番の項所管区域の欄を次のように改める。

加東市のうち  
 社 ひろのが丘 山国 松尾 出水 田中 鳥居 貝原 野村 西垂水  
 窪田 家原 上中 上中1丁目から3丁目まで 梶原 喜田 喜田1、2  
 丁目 佐保

別表第1兵庫県社警察署の部滝野交番の項中「1丁目」を「一丁目」に、「5丁目」を「五丁目」に改め、同部河合駐在所の項、粟生駐在所の項、下来住駐在所の項、王子交番の項、市場交番の項、菅田駐在所の項及び小田駐在所の項を削り、同部吉井駐在所の項、天神駐在所の項及び秋津駐在所の項を次のように改める。

天神駐在所	加東市天神	加東市のうち 天神 横谷 森 南山一丁目から六丁目まで 岡本 岩屋 森尾
秋津駐在所	加東市秋津	加東市のうち 梶鹿谷 黒谷 秋津 少分谷 長貞 永福
吉井駐在所	加東市吉井	加東市のうち 新定 吉井 小沢 栄枝 厚利 松沢 東垂水 大畑 藪

別表第2中「警視派出所及び警部派出所」を「警部派出所」に改め、兵庫県社警察署の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年11月2日から施行する。



兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則をここに公布する。

平成27年 8月18日

兵庫県公安委員会  
 委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第9号

兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 特定秘密の指定等に伴う措置（第6条－第8条）
- 第3章 特定秘密の取扱いの業務
  - 第1節 保護のための環境整備（第9条－第14条）
  - 第2節 作成（第15条・第16条）
  - 第3節 交付、運搬、伝達等（第17条－第22条）
  - 第4節 保管等（第23条－第26条）
  - 第5節 検査（第27条）
  - 第6節 紛失時等の措置（第28条）
- 第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたとときの措置（第29条）
- 第5章 雑則（第30条－第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）に基づき、兵庫県公安委員会（以下「委員会」という。）における特定秘密（法第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し、委員会が実施すべき措置等について必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

（準拠）

第2条 委員会における特定秘密の保護に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図

るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（特定秘密管理者）

第3条 委員会における特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、兵庫県警察本部総務部総務課長とする。

（保全責任者等）

第4条 特定秘密管理者は、警察職員の中から特定秘密の保護に関する業務を補助させる者（以下「保全責任者」という。）を指名するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 特定秘密管理者は、保全責任者が不在であることその他その職務を行うことができない理由があるときは、臨時にその職務を代行する警察職員（以下「職務代行者」という。）を指名することができる。

4 保全責任者及び職務代行者は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。

（知識の習得等）

第5条 委員会の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）は、特定秘密を保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図らなければならない。

## 第2章 特定秘密の指定等に伴う措置

（特定秘密の表示の方法）

第6条 保全責任者は、令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）をするときは、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により、令別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。） 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、令別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により、令別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

2 前項に規定する特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付す場合において、当該文書又は図画がつづりの一部であるときは、当該つづりの表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で付するものとする。ただし、当該つづりの表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

3 特定秘密文書等を特定秘密表示又は前項の規定により付した「特定秘密文書」の文字を含めて複製したときは、当該文書について前2項の表示をすることを要しない。

4 特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を第1項各号に準じてするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合又は外国の政府等を示す表示が既になされている場合は、この限りでない。

5 第1項第1号又は第3号の規定により行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（特定秘密の指定の有効期間の満了に伴う措置）

第7条 保全責任者は、令第8条第2項の指定有効期間満了表示をするときは、次の各号に掲げる旧特定秘密

文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、特定秘密表示の抹消をした上とするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法により抹消し、抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により、令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法により抹消し、令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしているときは当該表示に赤色の二重線を付することその他これらに準ずる確実な方法により抹消し、抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により、令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

2 前項第1号の規定は、第6条第2項に規定する文書又は図画がつづりの一部である場合において当該つづりの表紙に「特定秘密文書」の文字が付されている場合について準用する。

3 前項第1号又は第3号の規定により行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（特定秘密の指定の解除に伴う措置）

第8条 前条の規定は、令第11条第2項の指定解除表示をするときについて準用する。この場合において、同条第1項中「令第8条第2項」とあるのは「令第11条第2項」と、同条第1項及び第3項中「指定有効期間満了表示」とあるのは「指定解除表示」と、同条第1項中「令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」」とあるのは「令別記第3様式の「特定秘密指定解除」」と読み替えるものとする。

### 第3章 特定秘密の取扱いの業務

#### 第1節 保護のための環境整備

##### （立入禁止）

第9条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

2 特定秘密管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

##### （機器持込み制限）

第10条 特定秘密管理者は、次の各号に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。以下この条において同じ。）の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が、保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設

2 特定秘密管理者は、前項の規定により機器持込みを禁止した場合は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

##### （特定秘密文書等の保管庫等）

第11条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、鋼鉄製の箱等施錠機能を有し、かつ十分な強度を有する保管庫において保管するものとする。

2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）は、他の文書と明確に区別できるように区分し、格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 特定秘密文書等（電磁的記録に限る。）を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺

機器に挿入し、若しくは接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第14条において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第13条第2項及び第4項において同じ。）には、その盗難、紛失等を防止するため、必要な物理的措置を講ずるものとする。

（特定秘密の保護のための施設設備の確保）

第12条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保管するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第13条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、委員長等及び法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行う者（以下「特定秘密取扱業務者」という。）以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることができないようにするための措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたものにより取り扱うものとする。

2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項に規定する電子計算機で取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、当該内容を記録し、保存するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、委員長等及び特定秘密取扱業務者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、情報セキュリティに関して適切な対応をとるものとする。

4 委員長等及び特定秘密取扱業務者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、当該情報の暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）

第14条 保全責任者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いを行ったときは、特定秘密文書等管理簿（様式第1号）によりその状況を明らかにしておくものとする。この場合において、情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等については、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と別に特定秘密文書等管理簿を作成することができる。

#### 第2節 作成

（特定秘密文書等の作成）

第15条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第16条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号（特定秘密文書等ごとに付す番号をいう。以下同じ。）の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示又は「特定秘密文書」の文字の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

#### 第3節 交付、運搬、伝達等

（交付の方法等）

第17条 特定秘密文書等を交付しようとするときは、特定秘密管理者の承認を受けた上、手交又は電気通信による方法（電子メールその他インターネットを通じた方法を除く。）により行うものとする。

2 前項の手交による方法により交付するときは、交付の対象者又は交付の対象者が指名した者（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第21条、第25条、第27条第3項において同じ。）から特定秘密文書等受領書（様式第2号）を徴するものとする。この場合において、特定秘密文書等受領書を徴することができなかつたときは、特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記載するものとする。

3 第1項の規定により手交した特定秘密文書等が貸与に係るものであるときは、特定秘密管理者の指示を受け、当該特定秘密文書等の返却時期を明示した上行うものとする。

4 第1項の電気通信による方法により交付するときは、暗号化その他特定秘密の保護に必要な措置を講じた上、交付するものとする。

(運搬の方法)

第18条 特定秘密文書等の運搬は、特定秘密取扱業務者のうちから保全責任者が指名する者が携行することにより行うものとする。

2 前項の規定によることができないとき、又は当該方法が不相当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の指示するところにより行うものとする。

(文書及び図面の封かん)

第19条 特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見るができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密取扱業務者が携行する場合において、特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第20条 特定秘密である情報を記録する物件又は特定秘密である情報を化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗視その他の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(文書等の接受)

第21条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又は名宛人が指名した者でなければ開封してはならない。

(伝達の方法等)

第22条 特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得た上、伝達の相手方に対して当該伝達の内容が特定秘密である旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなどその保護につき、注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号化による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号を用いることその他の特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗視の防止に努めるものとする。

#### 第4節 保管等

(特定秘密文書等の保管)

第23条 特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等保管管理簿（様式第3号）により、特定秘密文書等の保管状況を明らかにしておくものとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第24条 保全責任者は、特定秘密文書等取扱簿（様式第4号）により、特定秘密文書等の取扱いの経過を明らかにしておくものとする。

(廃棄)

第25条 特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又は保全責任者が指名した者の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第26条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合は、あらかじめ警察庁長官（以下「長官」という。）の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、事後速やかにその旨を長官に報告するものとする。

3 特定秘密管理者は、第1項に規定する特定秘密文書等の廃棄をした場合には、当該廃棄に係る特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄方法を記載した

書面を作成し、長官に報告するものとする。

#### 第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

第27条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上、定期的に検査を実施するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査することができる。

3 特定秘密管理者は、前2項の検査をその指名した者に行わせることができる。

4 第1項及び第2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を行うものとする。

5 特定秘密管理者は、第1項及び第2項の検査状況について、長官に報告するものとする。

#### 第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第28条 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 委員長等 事故の内容に応じた適切な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者に通知すること。

(2) 特定秘密取扱業務者(次号の規定による報告を受けた者を含む。) 事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。

(3) 委員長等及び特定秘密取扱業務者以外の者 事故の内容を当該特定秘密取扱業務者に報告すること。

2 特定秘密管理者は、前項各号の規定による通知又は報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

3 特定秘密管理者は、前項の調査を実施し、又は前項の措置を講じた場合には、速やかに当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

#### 第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたとときの措置

(特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたとときの措置)

第29条 特定秘密の指定及びその解除又は兵庫県公安委員会文書管理規則(平成13年兵庫県公安委員会規則第11号)第8条に規定する文書目録に記載された文書であって特定秘密である情報を記録するもの(以下「特定文書」という。)の管理が法、令及び運用基準に従って行われていないとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 委員長等 適切な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を特定秘密管理者に通知すること。

(2) 特定秘密取扱業務者(次号の規定による報告を受けた者を含む。) 適切な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。

(3) 委員長等及び特定秘密取扱業務者以外の者 特定秘密の指定若しくはその解除又は特定文書の管理が法、令及び運用基準に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該特定秘密取扱業務者に報告すること。

2 特定秘密管理者は、前項各号の規定による通知又は報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その事実が特定文書の管理に関するものである場合には、速やかに必要な調査を行うものとする。

3 前項の調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

#### 第5章 雑則

(指定前の取扱い)

第30条 特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

(国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認)

第31条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、あらかじめ長官の承認を得るものとする。

(国際約束に基づき提供された情報である特定秘密の取扱い)

第32条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である特定秘密については、この規則に定める

もののほか、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、特定秘密の保護に関し必要な措置は、委員会の承認を得て、特定秘密管理者が講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第13条第1項及び第17条第2項の適用については、「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」とあるのは「特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている者」とし、第4条第4項の規定は適用しない。

様式第1号 (第14条関係)

特定秘密文書等管理簿

登録番号	文書等の件名 (文書番号・媒体)		交付元	指定年月日	有効期間満了年月日
	作成又は 受領の別	指定の整理番号			
作成又は受領年月日					
記録された 特定秘密					
一連 番号	交付		返却		備考
	交付先	受領者職名・氏名	年月日	返却者職名・氏名	
管理不要年月日	管理が不要となった理由		廃棄した方法		

様式第2号（第17条関係）

## 特定秘密文書等受領書

登録番号	
件名	
交付機関名	
交付者	

上記の□文書□物件を受領しました。

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	印

注 該当する事項の□に✓印を付すこと。





正 誤

○平成27年 7月10日付け（兵庫県公報第2712号）

兵庫県告示第588号（平成 2年兵庫県告示第582号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	上から 1	22248番314	2248番314